

県有施設におけるPFOS等含有泡消火剤  
漏出時緊急対応指針

令和6年2月

沖縄県総務部管財課

# 目 次

## 第 1 総則

- 1 目的 . . . . . 1
- 2 想定される被害等 . . . . . 1

## 第 2 事前対策

- 1 危機管理体制の整備 . . . . . 1
- 2 職員の危機管理意識の向上 . . . . . 2
- 3 訓練等の実施 . . . . . 2
- 4 機器・設備、資材の点検・確認 . . . . . 2
- 5 応急対策に係るマニュアルの策定 . . . . . 3
- 6 緊急連絡先名簿の整備 . . . . . 3

## 第 3 応急対策

- 1 初動時における情報の収集・伝達 . . . . . 3
- 2 応急対策の実施 . . . . . 4
- 3 広報 . . . . . 5

## 第 4 事後対策

- 1 安全確認 . . . . . 5
- 2 再発防止 . . . . . 6

## はじめに

本指針は、令和5年6月18日に県庁地下駐車場に設置されている泡消火設備が誤作動を起こし、PFOS等を含む泡消火剤が地下2階駐車場の一部区画に放出された事案を省みて、改めて迅速な初動体制の確立と的確な応急対策等を実施することが極めて重要であることを再確認し策定するものである。

なお、今後県有施設におけるPFOS等含有泡消火剤及び泡消火設備（配管含む）の更新等が順次進むことが想定される中、更新工事等完了までの間、当該事故が起りうるという前提の下、運用するものである。

## 第1 総則

### 1 目的

本指針は、県有施設においてPFOS等を含む泡消火剤（以下「泡消火剤」という。）が誤放出した場合において、迅速な初動体制の確立と的確な応急対策等を実施することにより、被害等を最小限にとどめるため策定するものである。

### 2 想定される被害等

当該事故により以下の被害等が想定される。

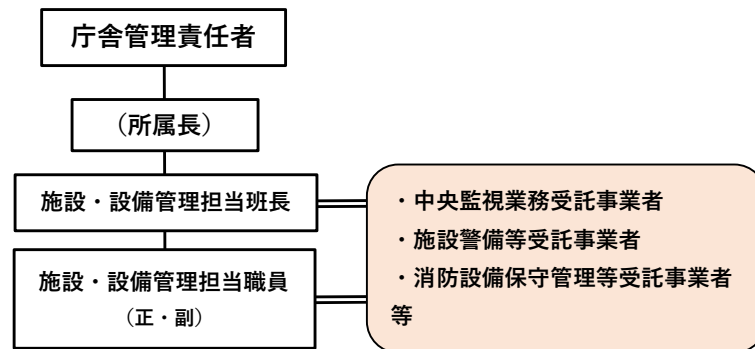
- (1) 来庁者等が泡消火剤を身体に浴びたことに起因する健康に対する被害
- (2) 泡消火剤が施設外に漏出した場合における環境に与える影響

## 第2 事前対策

### 1 危機管理体制の整備

泡消火剤を保有する施設の庁舎管理責任者をトップとした危機管理体制（対策チーム）を事前に整備することとし、当該チームにより事前対策に係る各取組を実施する。

## 対策チーム（イメージ図）



## 2 職員の危機管理意識の向上

万一、当該事故が発生した場合は、初動対応を混乱なく、円滑に実施する必要がある。そのためには、職員一人ひとりが日頃から危機管理意識の向上を図ることが重要である。個々の職員においては、それぞれが所管する業務に関してどのような事故が想定され、どのように対応すべきかなど、日々の業務に当たり、危機管理意識を持って取り組むものとする。

## 3 訓練等の実施

### (1) 定期的な訓練の実施

泡消火剤を保有する施設を所管する所属においては、対策チームを中心とした定期的な訓練の実施により、職員の危機管理意識の向上を図りつつ、関係団体と連携した訓練や研修を通じて指針の評価・検証を行い危機管理体制の実効性を検証する。特に職員の人事異動の直後である年度当初においては、必ず訓練等を実施し、所属内における危機意識の醸成を図ることとする。

### (2) 様々な状況に応じた対策の検討等

訓練に当たっては、事前に対策チームにおいて様々な状況（時間帯、発生場所、被害者の有無等）を想定し、状況に応じた適切な応急対策を検討した上で訓練に臨むものとする。

また、発生場所により敷地外への漏出経路が異なることが想定されるため、事前に排水経路の図面等を整備しておく必要がある。

## 4 機器・設備、資材の点検・確認

対策チームにおいては、日常点検を強化し、点検体制の充実を図ることとする。

また、機器・設備については、通常、専門の事業者には保守管理を委託しているところであるが、操作方法や記録方法など事業者任せにすることなく、実際の機器・設備を確認しながら対策チームとして専門知識の向上に努めることが重要である。

併せて、応急対策に必要な資材等（カラーコーン、看板等立入禁止表示用資材及び手袋、ゴーグル等暴露防止資材等）についても定期的な点検を実施し、必要に応じ補充を行い、応急対策の実施体制を整えることとする。

## 5 応急対策に係るマニュアルの策定

応急対策に当たっては、事故が起こった現場で想定される、現実的かつ具体的な対応として各県有施設ごとに「マニュアル」を作成し、当該マニュアルに基づいて対応することとする。

なお、マニュアル作成に当たっては、迅速な情報共有かつ被害拡大防止の観点から以下の項目を設定するものとする。

- 迅速な情報共有を図るための事前準備
- 迅速な被害拡大防止を図るための事前準備
- 第一発見者（設備管理、警備等受託事業者など）の対応
- 施設管理担当職員の対応
- 担当班長以上の対応            等

## 6 緊急連絡先名簿の整備

対策チームにおいては、事前に緊急連絡先名簿を整備しておくとともに、人事異動や受託事業者の変更等による更新作業に遺漏のないよう対応することとする。

なお、対策チームに係る職員同士の連絡については、事前にビジネスチャットツールによるグループを作成し迅速な情報共有を図る。

# 第3 応急対策

## 1 初動時における情報の収集・伝達

### (1) 情報伝達にあたっての留意点

非常事態における情報は、詳細に把握することが望ましいが、「何が起きたのか」を伝えることが最も重要であることから、断片情報をそのまま速報し、詳細は追加情報として続報で報告することが肝要である。

特に、初動体制確保に必要な第一報において、連絡者及び報告を受ける者は、完全な報告にこだわらないようにすることに十分留意する必要がある。

## (2) 情報伝達の手段

### ア 職員間

職員間においては、グループチャットによる連絡を基本とするとともに、必要に応じて電話連絡等を活用するものとする。

### イ 受託事業者等外部団体とのやり取り

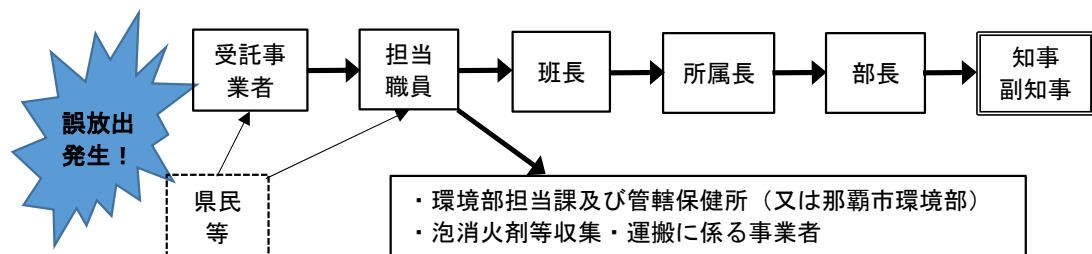
電話連絡を基本とするとともに、続報等にあたってはFAX、メール等の書面伝達を活用するものとする。

## (3) 情報伝達の経路

- ① 事故を覚知した受託事業者は、電話連絡により速やかに担当職員に速報を連絡するものとする。正・副の担当職員両名と連絡がつかない場合は、遅滞なく上司である担当班長、所属長等へ電話連絡するものとする。
- ② 連絡を受けた担当職員は、速やかに対策チームの職員全員に連絡するものとする。
- ③ 連絡を受けた所属長は速やかに所管部長・統括監に連絡し、部長等は遅滞なく三役に第一報を報告するものとする。
- ④ 担当職員は、所属長に確認の上、環境部担当課及び管轄保健所（那覇市内の施設においては那覇市環境部）に連絡するとともに、泡消火剤等の収集・運搬が可能な事業者に連絡するものとする。

併せて、沖縄県危機管理指針第1章-6-(6)の規定に基づき、防災危機管理課を通して危機管理監（知事公室長）に報告するとともに、広報課に第一報を報告する。

### 【情報伝達の基本フロー図】



## 2 応急対策の実施

応急対策に当たっては、各県有施設ごとに策定されるマニュアル（第2 事前対策 5 応急対策に係る実施マニュアルの策定）に沿って迅速な対策を実施する。

### 3 広報

#### (1) 基本的な考え方

泡消火剤の漏出の状況、講じた対策、安全に関する情報等について、県民等に対し、ホームページ掲載や報道機関への情報提供等を行うことにより迅速かつ適切な広報活動を実施する。その際は次の事項に重点を置いて行うものとする。

- ・ 漏出事象の発生日時、場所（具体的に）
- ・ 被害の状況（人的・物的被害）
- ・ 発生原因
- ・ 応急対策の実施状況
- ・ 今後の見通し
- ・ 県民等に対し特に注意を要すべきこと

ただし、様々な状況の中、早い段階で全てを説明することは困難であることから、可能な限り迅速に第一報の情報提供を行うこととし、追加の情報等は続報として提供する。

#### (2) 広報の方法

広報に当たっては、「沖縄県パブリシティマニュアル」（平成28年1月知事公室広報課）に準拠するものとするが、知事公室広報課とも連携した上で、適切に対応していくものとする。

#### (3) 広報の担当課室等

広報は一元化し、施設を所管する所属が担うものとする。

## 第4 事後対策

### 1 安全確認

所属は、漏出箇所、外部への漏出経路について、適時PFOS等の濃度を測定するものとする。

効果的な洗浄方法の確立などにより安全性が確認された場合は、報道機関を通じて公表するとともに、その他の様々な広報手段を活用して広く県民等に周知するものとする。

また、事故対策後は、環境部（那覇市内の施設においては那覇市環境部）に事故の状況及び講じた措置の概要の届出を行う。

## 2 再発防止

基本的には、泡消火剤を保有する施設については、今後PFOS等を含まない消火剤に適宜更新等が実施されていくものと考えられるが、更新等が完了するまでは、「第2 事前対策」「第3 応急対策」における取組を徹底することで、被害等を最小限にとどめていくことに努める。